

## 京都市町村手話言語条例制定状況一覧

令和3年10月1日現在

自治体	成立日	施行日	条例
城陽市	平成27年3月30日	平成27年4月1日	手で輪を広げる城陽市手話言語条例
京都市	平成28年3月25日	平成28年4月1日	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
向日市	平成28年12月19日	平成29年3月3日	古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例
宇治市	平成29年12月26日	平成29年12月27日	宇治市手話言語条例
京都府	平成30年3月12日	平成30年3月12日	言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例
綾部市	平成29年12月22日	平成30年4月1日	綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例
福知山市	平成29年12月25日	平成30年4月1日	福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例
長岡京市	平成29年12月26日	平成30年4月1日	誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例
亀岡市	平成30年3月26日	平成30年4月1日	亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例
舞鶴市	平成30年6月29日	平成30年6月29日	舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
久御山町	平成30年12月19日	平成30年12月19日	あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例
京丹後市	平成31年3月28日	平成31年4月1日	・京丹後市手話言語条例 ・京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例
宇治田原町	令和2年10月1日	令和2年10月2日	宇治田原町手話の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例
八幡市	令和3年3月30日	令和3年3月30日	支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例
大山崎町	令和3年3月23日	令和3年4月1日	大山崎町手話言語及び聞こえに障害のある人のコミュニケーション手段の促進と聞こえの共生社会の実現を目指す条例

※自治体名は、施行日順。